

自転車のマナーアップ

たかが自転車

されど自転車の話

約190年前、先人たちは、木馬に二つの輪を前後につけ、地面を足で蹴って進む乗り物を発明しました。それが自転車の誕生と言われています。

免許もいらず、維持管理もしやすい自転車は、通勤通学や買い物、健康づくりやエコの観点からも利用者が増え、私たちの生活の中で最も身近で手軽な乗り物です。

しかし、道路交通法上は、自転車は軽車両に位置づけられており、交通ルールとマナーを守って利用しなければなりません。

自転車を利用する一人一人がマナーアップに努めれば、歩行者や自動車との交通事故防止に繋がります。ひいては、安全で安心して暮らせる桂川の町づくりへと繋がっていきます。

自転車安全利用七則

- 1 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- 2 車道は左側を通行
- 3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- 4 二人乗り・並進の禁止と、自転車も飲酒運転は厳禁
- 5 暗くなったら早めのライト点灯、無灯火走行は厳禁
- 6 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
- 7 子どもはヘルメットを着用